

第 3 部 第 4 期 障がい福祉計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

本計画は「障害者総合支援法」第 88 条第 2 項に基づく「市町村計画」として策定するもので、本市としての第 4 期目の障がい福祉計画であり、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を計画期間とします。

障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等が計画的に提供されるよう、国の基本方針に基づき「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」、「福祉施設からの一般就労への移行」、「地域生活支援拠点の整備」について、成果目標を設定するとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間における各サービス見込量を定めるものです。

2 「障害者総合支援法」の見直しへの対応

「障害者総合支援法」では施行後 3 年の見直しとして、「常時介護を要する障がい者等に対する支援、移動や就労の支援その他の障がい福祉サービスのあり方」や「障がい支援区分の認定を含めた支給決定のあり方」等の検討が行われることとなっていることから、法の見直しの詳細が明らかになった段階で、国や大阪府とも調整を図りながら、本計画の見直しの必要性について適切に対応します。

3 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（各障がい福祉サービス等の利用実績等）の活用も図りつつ、その進捗状況の把握・分析を行い、その結果については、大阪市障がい者推進協議会並びに各専門部会へ報告し、協議会へその評価・分析

に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。

また、同協議会等での意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

4 障がいのある児童への支援について

障がいのある児童への支援については、新たに障がい児支援サービスの見込量を定めることにより、施策の進捗状況を把握し、障がいのある児童への支援の推進・充実を図ります。

第 2 章 成果目標について

1 入所施設利用者の地域移行

(1) 目標数値（平成 29 年度末時点）

地域移行数

・ 238 人

施設入所者数

・ 1,435 人 → 1,361 人

※ 障がい児施設を利用する 18 歳以上の人の地域移行については、本計画に含んでいませんが、市としてはより一層の取り組みを行います。

(2) 目標数値の考え方

地域移行数について、第 3 期計画における国の基本指針では平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数（1,760 人）の 3 割以上（528 人）を目標数値として設定するよう示されていました。

本市の第 3 期計画においては平成 22 年度末現在の地域移行者数 462 人に、大阪府が実施した地域生活移行に関する調査により、大阪市から施設入所した人の中で、施設により地域移行に向けた支援内容が個別支援計画に書かれている施設入所者の 336 人を加えた 798 人が平成 26 年度末までに地域移行するものとして、目標数値を設定しましたが、平成 26 年度末見込では 744 人となっています。

本市においては、金剛コロニーからの地域移行者を別途加算してきた経過から、第 4 期計画においては、国の基本指針に基づき、平成 25 年度末の施設入所者数（1,435 人）のうち、金剛コ

ロニー入所者（61人）を除いた入所者（1,374人）の12%（165人）に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加え、さらに第3期計画における未達成者（54人）を加えた238人を地域移行するものとして設定します。

施設入所者数について、第3期計画では、第2期計画からの削減率が推移するものとして、平成26年度末時点における入所者数を1,451人と設定しました。第4期計画においては、第3期計画の目標数値を上回るペースで削減が進んでいることから、国の基本指針に基づき、平成25年度末の施設入所者数（1,435人）から金剛コロニー入所者（61人）を除いた施設入所者数（1,374人）の4%（55人）に地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加えた74人を削減することとし、平成29年度末時点での施設入所者数を1,361人と設定します。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・平成17年10月から平成24年度末までの平均伸び率を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上の地域生活への移行と、現計画で定める平成26年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ・平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上の削減と、現計画で定める平成26年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たない割合を加えて設定。

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について「障害者総合支援法」に基づく障がい者支援施設等として利用させることとした施設入所者を除いて設定する。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

(1) 目標数値（平成29年度時点）

- ① 入院後3カ月時点で退院する人の割合を、現在の平均退院率62%から64%に引き上げる。
- ② 入院後1年時点で退院する人の割合を、現在の平均退院率90%から91%に引き上げる。
- ③ 在院期間が1年以上の入院者数を、現在より18%減少させる。

(2) 目標数値の考え方

- ① 平成24年度大阪府在院患者調査（平成24年6月30日調査）では、入院後3カ月時点における平均退院率は62%であることを踏まえ、平成29年度における入院後3カ月時点における平均退院率について、国の基本指針と同等の64%以上と目標設定します。
- ② 平成24年度大阪府在院患者調査（平成24年6月30日調査）では、入院後1年時点における平均退院率は90%で、平成26年4月の精神保健福祉法改正により精神科病院の入院者の退院を促進する「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられたことも踏まえ、平成29年度における入院後1年時点における平均退院率について、国の基本指針と同等の91%以上と目標設定します。
- ③ 平成24年度大阪府在院患者調査（平成24年6月30日調査）では、6月末時点の1年以上の長期在院者数は2,756人で国の基本指針である18%以上削減すると平成29年度の1年以上長期在院者数の目標値は2,260人となります。

第4期計画においては、以下の3要素を踏まえ、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年度6月末時点の長期在院者数から18%以上の削減と目標設定します。

【考慮する要素】

- (1) 過去5年間の1年以上長期在院者の平均減少率は3.4%で、平成29年度の1年以上長期在院者の推計値は2,318人である。
- (2) 入院後1年時点の退院率を1%以上上昇し、新たな長期在院者数を減らす。
- (3) 地域移行支援による長期在院者の地域移行数を精神科病院との連携を強化し、第3期目標数値と同等の60人とする。

〔参考〕 国の「基本指針」

- 1 平成29年度における入院後3カ月時点の退院率を64%以上とすること
- 2 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%とすること。
- 3 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年度6月末時点の長期在院者数から18%以上削減すること

3 福祉施設からの一般就労

(1) 目標数値（平成29年度時点）

- ① 福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数を680人とする。
- ② 就労移行支援事業の利用者数を829人とする。
- ③ 就労移行支援事業所について、就労移行率が3割以上の事業所の割合を全体の50%以上とする。

(2) 目標数値の考え方

第3期計画においては、国の基本指針に沿って平成17年度の一般就労への移行実績の4倍にあたる340人と設定していました。

第3期計画期間までにおける一般就労への移行者数は、すでに目標数値を相当数上回って（国の基本指針と比較して、約1.25倍にあたる420人）いますが、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ることにより、第4期計画においては国の基本指針も勘案し、第3期計画の目標数値の2倍にあたる680人を目標数値として設定とすることとします。

また、就労移行支援事業所の利用者数及び事業所の就労移行率については、国の基本方針に基づいた設定とし、平成25年度末の利用者（518人）の6割増である829人とするとともに、就労移行率が3割以上の事業所の割合を平成25年度実績の42.5%から50.0%へ引き上げることとします。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として設定。
- ・上記目標を達成するため、平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数を6割以上増加するとともに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす。

※ 目標数値の実現に向けて、第2部第3章「地域で学び働くために（6）福祉施設からの一般就労」に従って取り組みます。

4 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取組を進めているところですが、親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつながっていないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースがあり、相談支援体制並びにコーディネート機能の強化・グループホームの設置促進・緊急時の受け入れなど地域生活支援の機能をさらに強化していく必要があります。

国においては、第4期計画の目標設定の1つとして、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとされています。

本市においても障がい者の地域生活を支援する機能を高めていくため、既存の取り組み事業との整理も行いながら、拠点の整備について、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備も含めた検討を進めていきます。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」をも見据え、地域の体制づくりを行う機能をさらに強化する必要がある。
- ・地域生活支援の機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点の整備について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

第3章 各年度の指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援 ごとの必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行にともなうニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 訪問系サービス（居宅介護・同行援護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	9,947人 216,841時間	10,942人 238,525時間	12,036人 262,378時間
同行援護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	1,214人 33,992時間	1,287人 36,031時間	1,360人 38,071時間
重度訪問介護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	1,945人 275,194時間	2,162人 305,947時間	2,292人 324,306時間
行動援護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	248人 5,313時間	282人 6,044時間	311人 6,664時間

訪問系サービス合計	13,354 人 531,340 時間	14,673 人 586,547 時間	15,999 人 631,419 時間
-----------	------------------------	------------------------	------------------------

訪問系サービスは、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として、27年度以降の見込量を設定します。

重度訪問介護については、平成26年度から対象者が拡大されたことに伴い、知的障がい者等の利用増加も勘案して見込量を設定するとともに、居宅介護・行動援護については、重度訪問介護へ移行する利用者の影響を勘案して見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

(2) 短期入所

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	947 人	1,027 人	1,108 人
及び利用日数	6,107 日	6,628 日	7,147 日

短期入所は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	6,140 人	6,340 人	6,540 人
及び利用日数	105,084 日	109,682 日	113,142 日

生活介護は、着実に利用が増加してきており、今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高

く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	90人	90人	90人
及び利用日数	1,255日	1,255日	1,255日

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所が限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 自立訓練（生活訓練）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	348人	355人	362人
及び利用日数	6,399日	6,534日	6,669日

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が大幅に増加しましたが、今後における見込量としては、現在の利用者数に加えて、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量とします。

(4) 就労移行支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	668人	743人	818人
及び利用日数	10,755日	11,962日	13,170日

就労移行支援は、成果目標として平成29年度末の利用者数を

829人としており、目標数値に基づいた見込量とします。

(5) 就労継続支援A型

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	871人	921人	971人
及び利用日数	15,852日	16,762日	17,672日

就労継続支援A型は多くの事業所が開設し、利用が急増していますが、今後における見込量としては、引き続き一定規模の事業所の開設を見込んで見込量を設定します。

(6) 就労継続支援B型

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	3,557人	3,797人	4,037人
及び利用日数	60,632日	61,132日	64,996日

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(7) 療養介護

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	16人	16人	16人

療養介護の利用状況は、概ね一定の水準で推移しており今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	1,969人	2,139人	2,309人

グループホームは、着実に実績が伸びているものの、さまざまな困難さから計画見込量を下回って推移しています。障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、引き続きこれまでの水準に基づいた見込量を設定します。

(2) 施設入所支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	1,405人	1,391人	1,361人

施設入所支援は、成果目標として平成29年度末の施設入所者数を1,361人としており、目標数値に基づいた見込量とします。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	4,390人	5,672人	6,953人

国の基本指針では、平成27年度以降についてはすべての障がい福祉サービス利用者を計画相談支援の対象とすることとされていますが、すべての利用者に対応可能な提供基盤の確保が困難状況にあります。

よって第4期計画では、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から、平成29年度の支給決定者数を26,083人と見込み、うち介護保険との併用者及びセルフプラ

ン提出者を除く、計画相談支援の対象 20,350 人に対応できるよう見込量を設定します。

(2) 地域移行支援

事業量の見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月あたり利用人員	65 人	65 人	65 人

入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込み、さらに 18 歳以上の障がい児施設入所者の地域移行者数及び矯正施設等からの地域移行者数の見込みを合算して、平成 29 年度までの見込量を設定します。

(3) 地域定着支援

事業量の見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月あたり利用人員	253 人	323 人	382 人

地域において単身で障がいのある人の数や同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数に、入所施設・入院中の精神障害のある人・18 歳以上の障がい児施設入所者・矯正施設等からの各地域移行者数のうち地域定着支援の対象となる人の数を合算して見込量を設定します。

5 障がい児支援

(1) 児童発達支援

事業量の見込	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月あたり実利用人員	1,385 人	1,577 人	1,769 人
及び利用日数	9,093 日	9,913 日	10,733 日

児童発達支援は、平成 24 年以降、多くの事業所が開設し、利用が大幅に増加しており、今後における利用ニーズも高いことから、

これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(2)医療型児童発達支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり実利用人員	72人	72人	72人
及び利用日数	764日	764日	764日

医療型児童発達支援の利用状況は、概ね一定水準で推移しており、また、サービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所は限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3)放課後等デイサービス

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり実利用人員	2,527人	2,973人	3,417人
及び利用日数	31,436日	36,993日	42,518日

放課後等デイサービスは、平成24年以降、多くの事業所が開設し、利用が大幅に増加しており、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(4)保育所等訪問支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり訪問回数	82回	105回	128回

保育所等訪問支援は、平成24年度から新たに位置づけられた支援であり、この間徐々に増加してきており、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(5)障がい児相談支援

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	780人	1,069人	1,397人

障がい児相談支援については、計画相談支援と同様に、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から、平成29年度における支給決定者のうちセルフプラン提出者を除く、対象3,797人に対応できるよう見込量を設定します。

第4章 地域生活支援事業について

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に以下の事業を実施しています。

この計画では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、事業量の見込みを定めています。

本地域生活支援事業における計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

- 理解促進・研修啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 地域自立支援協議会
- 発達障がい者支援センター運営事業
- 障がい児等療育支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

【任意事業】

- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業

2 事業量の見込み

〔必須事業〕

(1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

障がいおよび障がい者への理解を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図っていきけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

身体障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

(3) 相談支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 相談支援事業	25箇所	25箇所	25箇所
② 住宅入居等 支援事業	24箇所	24箇所	24箇所

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	24箇所	24箇所	24箇所
年間実利用者数	54人	56人	58人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

(6) 地域自立支援協議会

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	25箇所	25箇所	25箇所

(7) 発達障がい者支援センター運営事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
年間利用者数(実人数)	1,080人	1,060人	1,040人

発達障がい者支援センターによる啓発・研修・機関支援の充実や、各区保健福祉センターの相談体制の強化、発達障がい児専門療育機関、ペアレント・トレーニング等親支援講座の充実に伴い、幼児期・学齢期等の利用者が緩やかに減少すると見込んでいます。

(8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
箇所数	10箇所	10箇所	10箇所

(9) 日常生活用具給付事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護訓練支援用具	254件	254件	254件
②自立生活支援用具	1,056件	1,056件	1,056件
③在宅療養等支援用具	513件	513件	513件
④情報・意思疎通支援用具	1,600件	1,600件	1,600件
⑤排泄管理支援用具	59,838件	61,423件	63,008件
⑥住宅改修費	140件	140件	140件
日常生活用具合計	63,401件	64,986件	66,571件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については近年の給付実績の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

情報・意思疎通支援用具については、情報バリアフリー事業（1回限りの補助）からの移行により、平成26年度から耐用年数経過後の更新が可能になったため、その給付件数も見込んでいます。

(10) 移動支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員	5,512人	5,833人	6,221人
及び利用時間	129,167時間	136,931時間	146,174時間

外出時の支援については今後の利用ニーズが高く、これまでと同様の増加が継続するものと見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。平成26年度から重度訪問介護の対象者が拡大されたため、重度訪問介護へ移行する利用者

の影響を勘案して見込量を設定します。

(11) 地域活動支援センター

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援型	9箇所	9箇所	9箇所
活動支援A型	46箇所	46箇所	46箇所
活動支援B型	9箇所	9箇所	9箇所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、平成27年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、平成24年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、今後における見込量としては現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間実利用者数	920人	1,000人	1,080人

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 養成事業	72人	32人	72人
盲ろう者通訳介 助者養成事業	18人	18人	18人

要約筆記者の養成は隔年実施のため、平成28年度については手話通訳者のみ見込みます。

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	386人 2,918件	426人 3,181件	460人 3,431件
盲ろう者通訳介 助者派遣事業	34人 4,832件	35人 4,973件	36人 5,116件

〔任意事業〕

(15) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間延べ件数	16,362件	16,362件	16,362件

訪問入浴サービス事業は、対象者数・利用者数とも横ばいであり、近年の実績の増等を踏まえて第3期計画での見込量を修正します。

(16) 日中一時支援事業

事業量の見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
月あたり利用人員 及び利用日数	207人 869日	207人 869日	207人 869日

日中一時支援は、平成24年度以降、利用者が減少していますが、現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。